

国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理

令和7年度法務省政策評価書

～令和3年度から令和6年度までの活動状況と今後の方向性～

令和7年度政策評価（総合評価方式）

政策所管部局：法務省訟務局訟務企画課

評価担当部局：法務省大臣官房秘書課

目次

- 1 評価の概要
- 2 国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理
 - － 取組の背景・概要
 - － 取組の全体像と目的
- 3 「裁判の迅速化への対応」の状況
- 4 「予防司法支援の充実」の状況
- 5 「訴訟追行能力の向上」の状況
- 6 今後の方向性

1

評価の概要



国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理について、以下のような成果の兆しが見られる。

- 訟務局等が実施する本案訴訟事件の平均審理期間について、長期化が続いてきたが、令和5年度には一定の改善が見られた。
- 行政機関における予防司法支援制度の認知・利用は定着しており、支援内容についても高い評価を得た。
- 訴訟追行能力向上のため、訟務担当職員を対象に多様な研修・会同を実施し、参加者の満足度も高い。

一方、**今後に向けて次のような課題**が明らかになりつつある。

裁判の迅速化への対応

- ・ 訟務局等が実施する本案訴訟事件の平均審理期間について、令和5年度には一定の改善が見られるものの、民事裁判全体の平均審理期間と比べると長い。

予防司法支援の充実

- ・ 予防司法支援制度を利用した行政機関の一部から、問題意識を共有するための事前打合せの実施や回答後のアフターフォローなどを求める声も見られた。

訴訟追行能力の向上

- ・ 研修・会同の実施時期・期間・方法について、参加者から見直し要望も寄せられた。

2

国の利害に関係のある争訟の
適正・迅速な処理



一 国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理に向けた取組の背景・概要

国民全体の利益と個人の権利・利益との正しい調和と、法律による行政の原理の確立に向け、国の利害に関係のある訴訟において、国の立場から適切な主張・立証を行い、法と証拠に基づく適正な解決を図る必要がある。

訟務事務：国の利害に関係のある訴訟について、裁判所に対して、国の立場から申立てや主張・立証を行う事務

- ・ある法令の解釈が各省庁で不統一となる可能性
- ・複数の所管行政庁のある事件で行政庁同士が対立する可能性
- ・訟務事務の専門性
- ・経済的観点

訟務制度 訟務事務を統一的・一元的に処理する専門的組織が必要

法務省設置法 第3条 法務省は、…国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理…を図ることを任務とする。

法務大臣権限法 第1条 国を当事者又は参加人とする訴訟については、法務大臣が、国を代表する。

訴訟については、法務大臣が国を代表し、行政庁に指揮権を行使

※ 行政庁の政策的判断に指揮権を及ぼす制度ではない

訟務の役割

- ・国の利害に関係のある争訟において、国の立場から適切な主張・立証を行い、法と証拠に基づく適正な解決を図ること
- ・これによって、国民全体の利益と個人の権利・利益との間に正しい調和が図られ、法律による行政の原理が確保されることが期待されている
- ・訴訟上の全ての行為について、行政庁を指揮すべき役割を負っている

一 予防司法支援制度の背景・概要

予防司法支援制度とは、将来、争訟に発展するおそれのある行政機関が抱える法律問題について、法律の見解を述べたり、又は助言・協力を行うことにより、法律問題の適正な解決に資するとともに、紛争を未然に防止する制度。

背景

重要な施策は、ひとたびその道行きを誤ると、取り返しがつかない事態になりかねない。

- ✓ 国を相手とする訴訟が起これば、施策・措置が遅延するとともに、訴訟に関係のある国民や国の機関に多大な負担
- ✓ 国民や国の利益が害されるおそれ



予防司法支援制度

訟務局、法務局・地方法務局が訴訟対応で蓄積してきた経験やノウハウを活用し
具体的な法的紛争が生じる前の段階で、行政機関からの照会に応じて法的問題について助言・協力を行う



- 早期の段階からの適切な対応により法的紛争を未然に防止する
- 行政の法適合性を確保する
- 国民の権利・利益の保護に寄与する
- 国民の行政に対する信頼を高める

一 取組の全体像と目的

職員の訴訟追行能力の向上と民事裁判手続のデジタル化に適切に対応することにより、国の利害に係りのある争訟の適正・迅速な処理を実現する。また、訴訟対応のノウハウを活用して予防司法支援を充実させることにより、紛争の未然防止・早期解決を図る。

	裁判の迅速化への対応	予防司法支援の充実	訴訟追行能力の向上
目的	迅速な訴訟対応により、訴訟当事者の経済的・精神的負担を軽減するとともに、充実した審理に寄与する	行政機関における法適合性が向上し、紛争の未然防止や早期解決が図られる	訟務組織全体として訴訟追行能力を高め、法と証拠に基づいた適切な主張・立証を行う
取組の方向性	民事裁判手続のデジタル化に積極的に対応し、訟務事務のデジタル化・効率化を進める	- 予防司法支援制度の周知・利用促進 - 予防司法支援事件担当職員的能力向上 - 関係省庁との連携強化	訟務担当職員を対象とした多様な研修・会同等の実施
取組内容	- 令和5年3月～ 当事者双方がウェブ会議等を利用して弁論準備手続に参加 - 令和6年3月～ ウェブ会議を利用して口頭弁論期日に参加 - 令和6年3月～ 新たな業務システムの運用開始	- 行政機関に対する周知活動の実施 - 研修や予防司法支援事務調査の実施 - 関係省庁とのワークショップ・意見交換会等の実施	- 研修の実施 - 会同の実施 - 訟務事務調査の実施

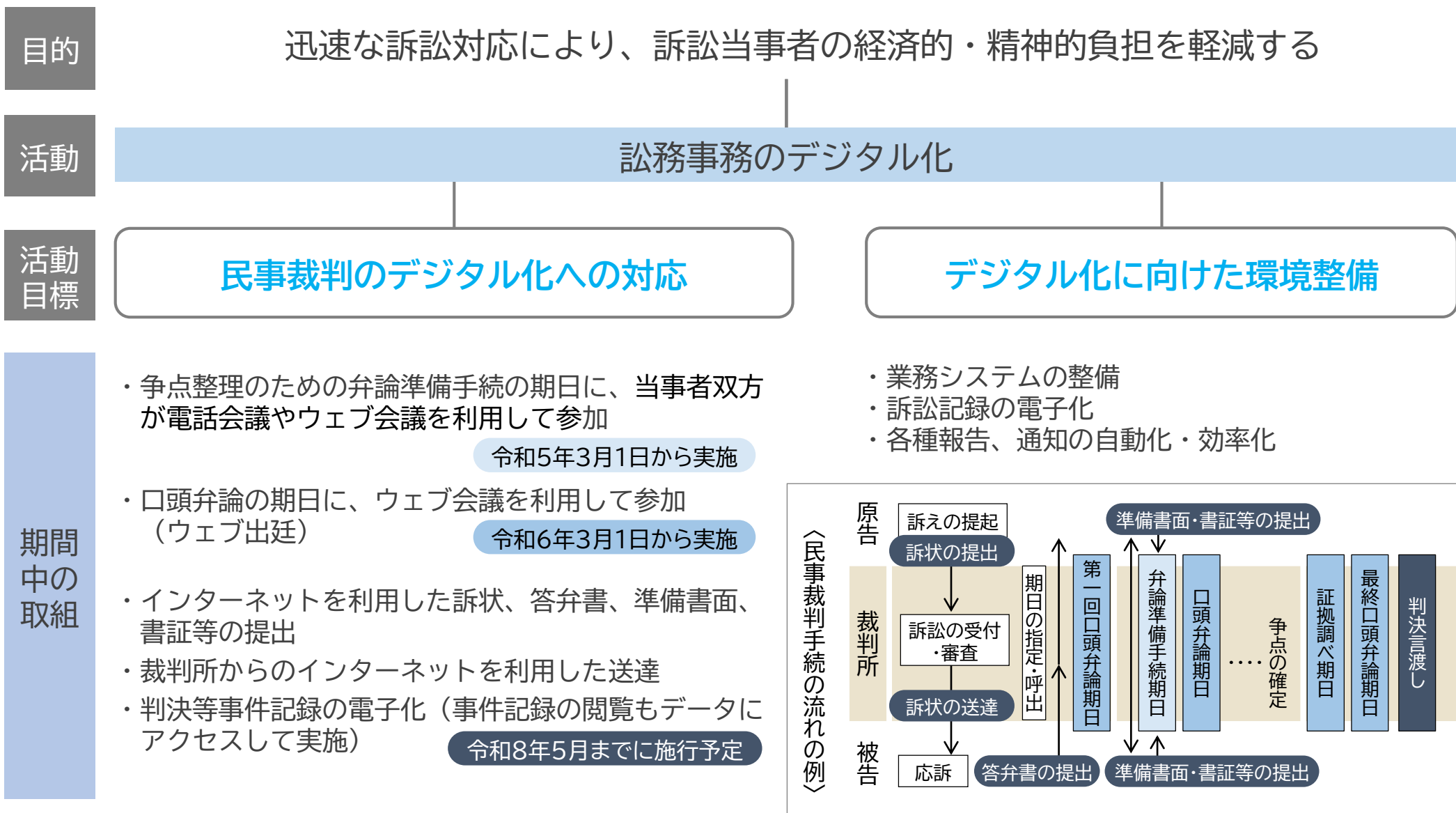
3

「裁判の迅速化への対応」の状況



一 「裁判の迅速化への対応」の目的と取組

民事裁判手続のデジタル化が段階的に施行され、手続の効率化が図られる中、国の利害に関係のある訴訟の当事者となる訟務組織においても、裁判の迅速化の要請に適正に応える必要がある。



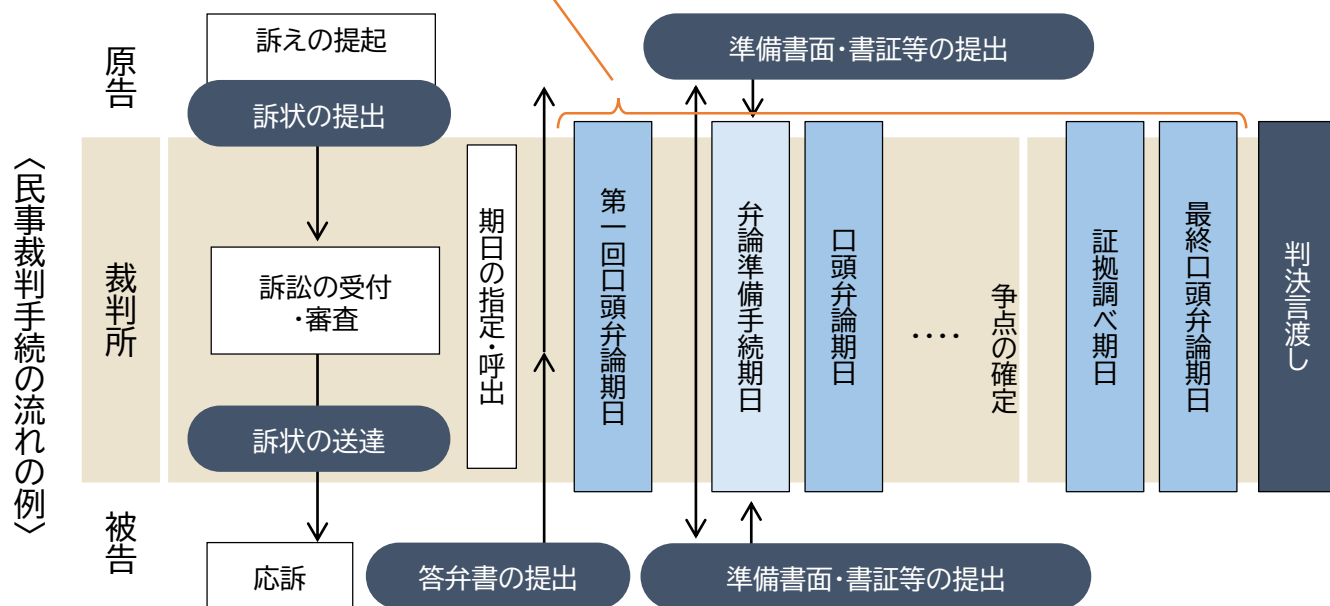
(参考) ウェブ会議を利用した弁論準備手続や口頭弁論への対応

弁論準備手続や口頭弁論をウェブ会議を利用して行うかどうかは裁判所の判断による。

訟務組織として、裁判所からウェブ会議を利用した期日の打診があった場合には、特段の支障が無い限り応じることとしている。

- ✓ 裁判所が当事者の意見を聴いて相当と認めたときは、ウェブ会議を利用して、弁論準備手続や口頭弁論に参加することができる。
- ✓ 具体的に、どのような場合に相当と認められるかについては裁判所の判断に委ねられており、個別の事件ごとに、事案の性質やその期日において予定される手続の内容、当事者の意向など、諸事情を総合的に考慮して判断される。

- 訟務組織においては、裁判所からウェブ会議を利用した期日の打診があった場合には、行政庁にも確認の上、特段の支障が無い限り応じている。
- 現状、ウェブ会議用機器及び利用場所(会議室やウェブブース)の確保が必要となるが、令和7年度のGSS導入により、柔軟な対応が可能となる見込みである。



一 「裁判の迅速化への対応」の取組状況

訴訟が大型化・複雑困難化する中で、訟務事務のデジタル化により事務の効率化や処理能力の向上を図るとともに、段階的に施行されている改正民事訴訟法による民事裁判手続のデジタル化に適切に対応するべく環境整備を進めている。

狙い

デジタル化により訟務事務の効率化・裁判の迅速化を図る

指標

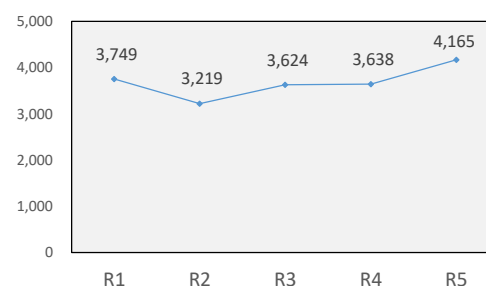
民事裁判手続におけるウェブ会議の実施件数

令和5年3月から当事者双方がウェブ会議等により参加する弁論準備手続が、令和6年3月からは口頭弁論期日におけるウェブ出廷が可能となり、実施件数は順調に増加している。

令和4年度	2,263 件
令和5年度	2,798 件
令和6年度	2,875 件

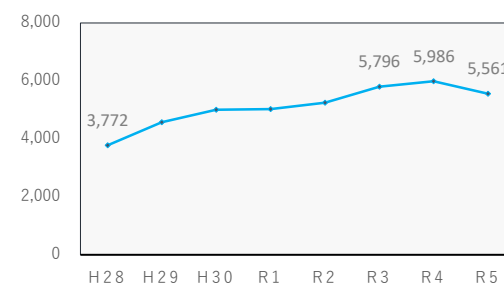
本案訴訟事件の年度別既済件数

訟務局、法務局・地方法務局が実施する本案訴訟事件の処理件数は、コロナ禍以降増加している。



重要大型事件の係属件数

薬害訴訟や公害訴訟など、複雑・困難で、かつ国の重要政策に関わる、社会的・政治的な影響の大きい集団訴訟が増加傾向にある。



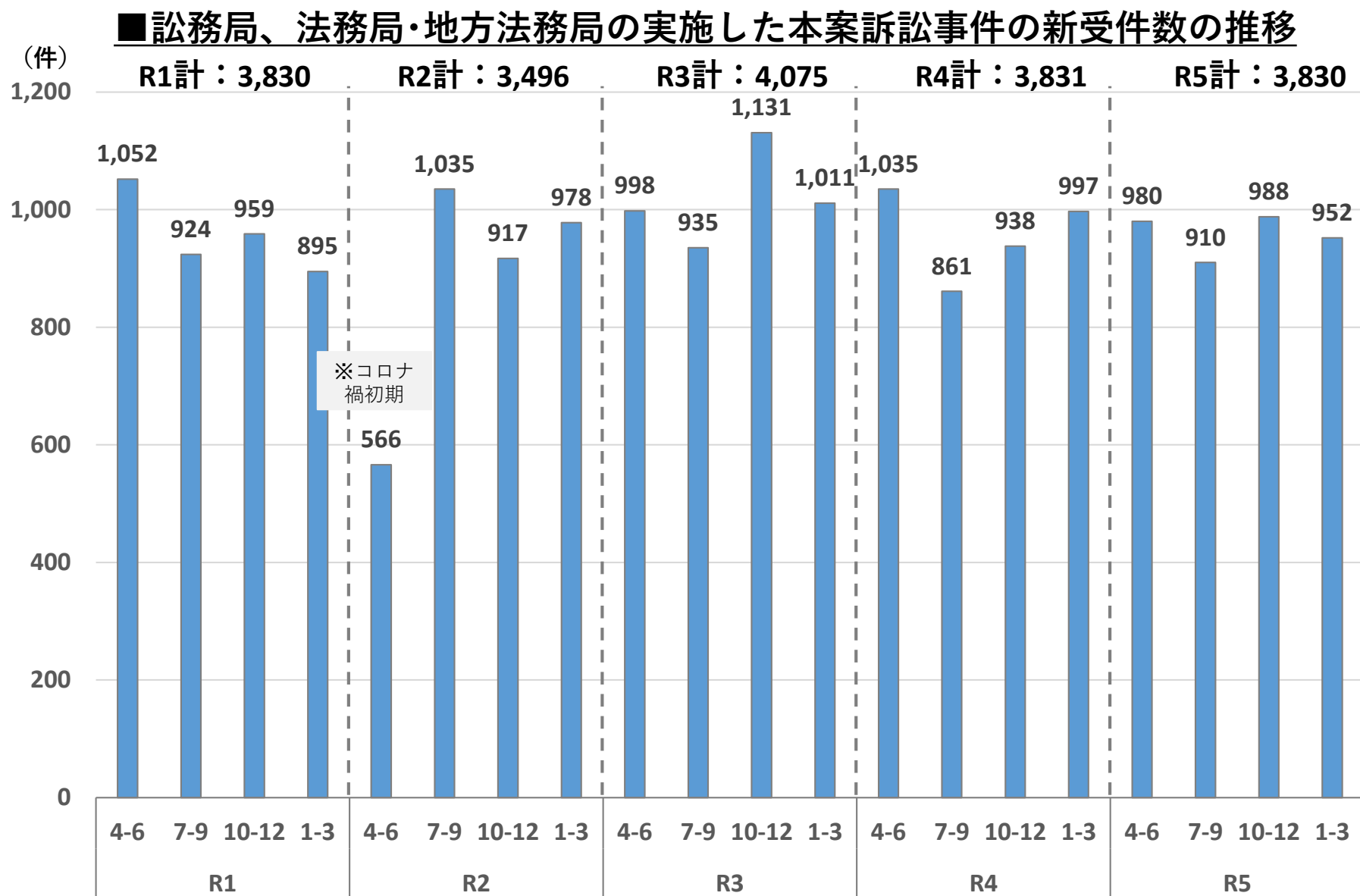
※ 大型集団訴訟や社会的・政治的な影響の大きい訴訟の各年度末時点における係属件数

※ 令和6年度の事件数については未確定であるため、令和5年度までの件数を記載している

一 「裁判の迅速化への対応」のアウトカム：本訴事件の新受件数は年間4,000件弱の水準で推移

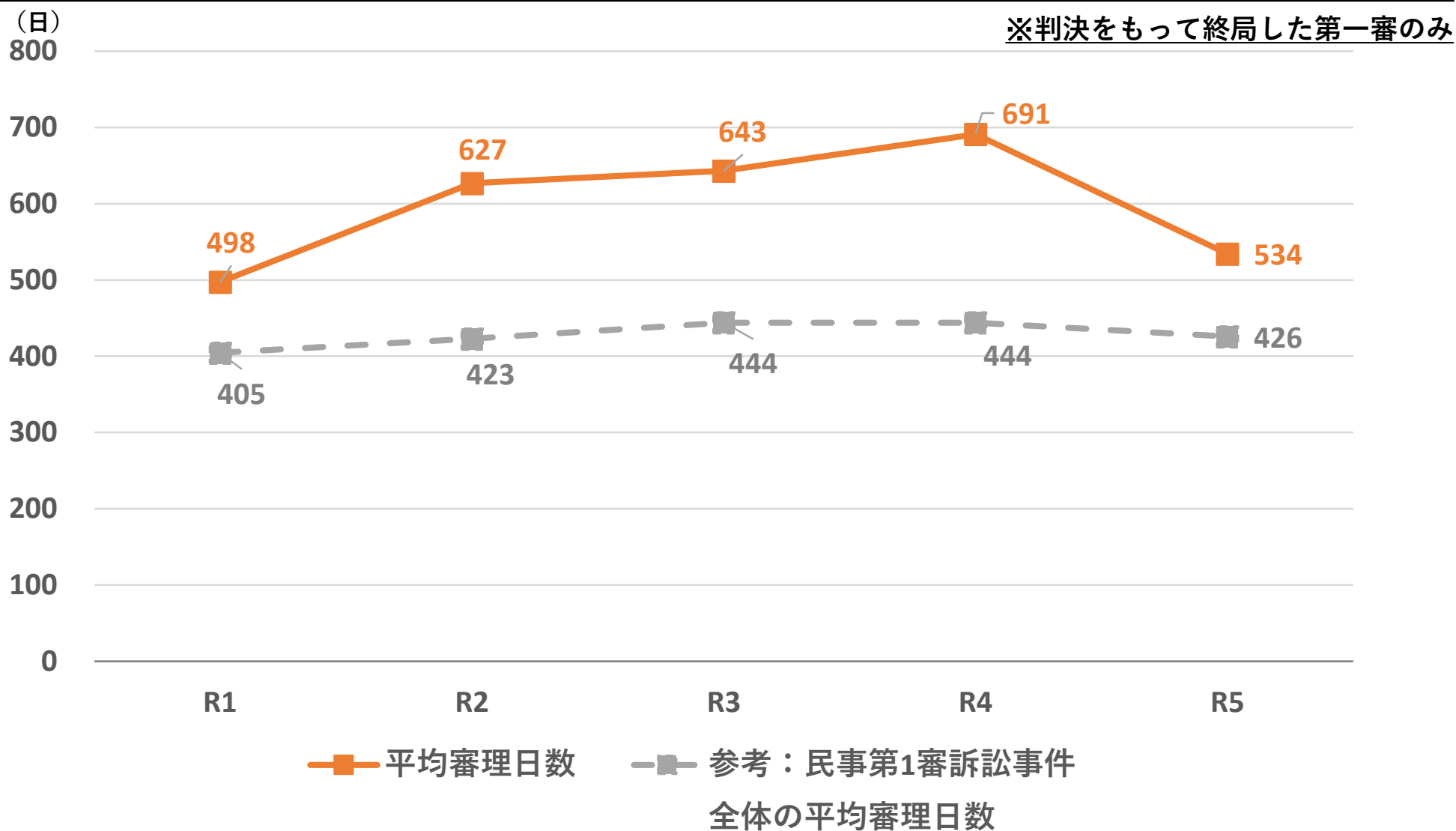
訟務組織が実施する本訴事件※の新受件数は、近年、年間4,000件弱の水準でほぼ横ばいで推移している。

※訴えをもって提起された事件で、判決手続で審判されるもの。民事事件、行政事件、税務事件に区分される。



一 「裁判の迅速化への対応」のアウトカム：本訴事件の平均審理日数は、令和5年度に長期化傾向がやや改善
訟務組織が実施する本訴事件の平均審理日数は、令和4年度までは長期化傾向にあったが、令和5
年度に改善している。ただし、地方裁判所が扱う民事第一審事件全体（対席判決で終局したもの）
の平均審理期間と比べると一貫して長い。

■訟務局、法務局・地方法務局の実施した本案訴訟事件の終了年度別の平均審理日数の推移



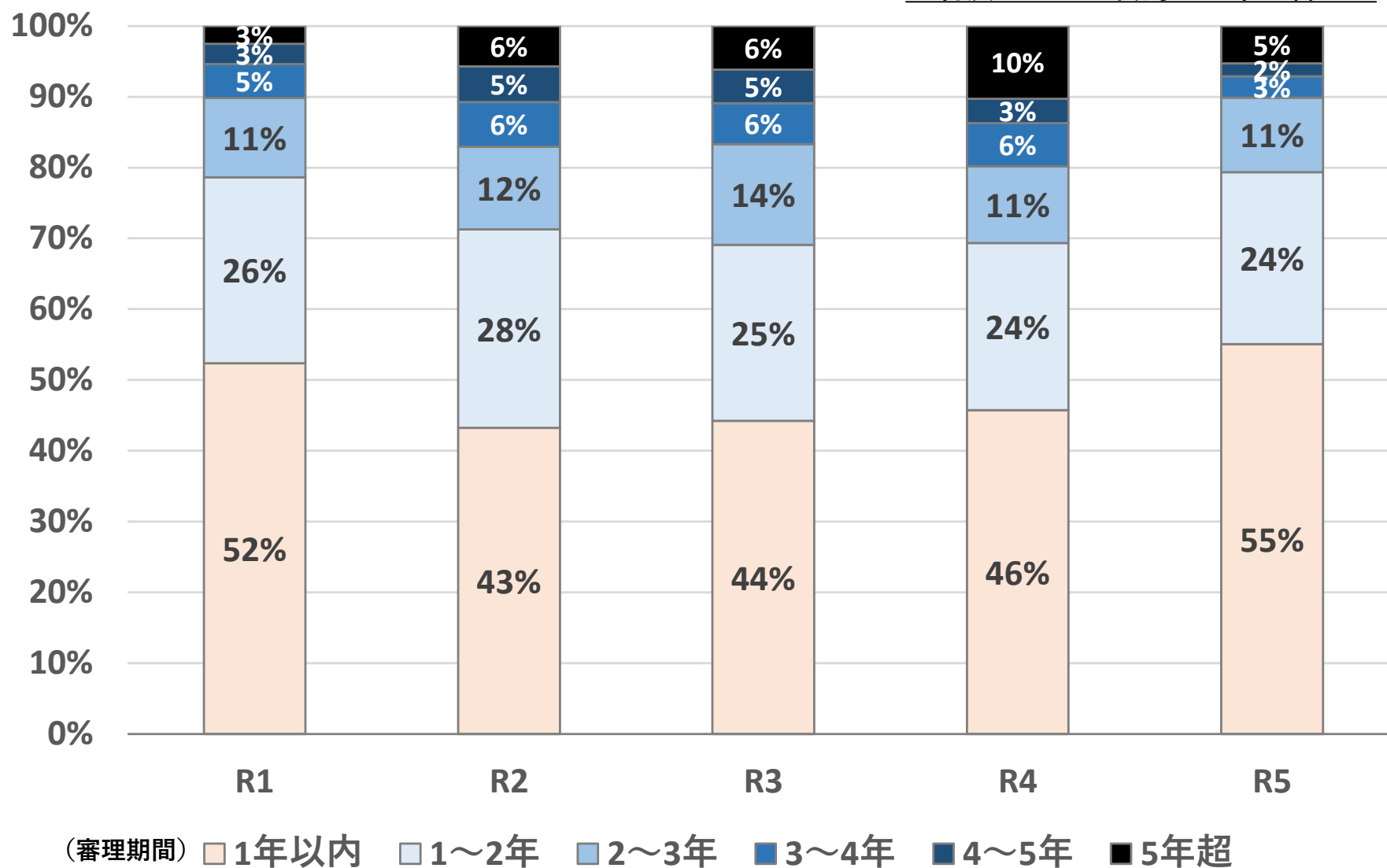
※「民事第1審訴訟事件全体の平均審理日数」は年度別ではなく年別のデータ。公開されているデータは月数であるため、日数に変換した推計値。

ー 「裁判の迅速化への対応」のアウトカム：7～8割の事件において審理期間が2年以内

訟務組織が実施する本訴事件の審理期間分布を見ると、およそ7割から8割の事件が審理期間2年以内となっているが、審理期間が5年を超える事件も一定数見られる。

■訟務局、法務局・地方法務局の実施した本案訴訟事件の終了年度別の審理期間分布

※判決をもって終局した第一審のみ



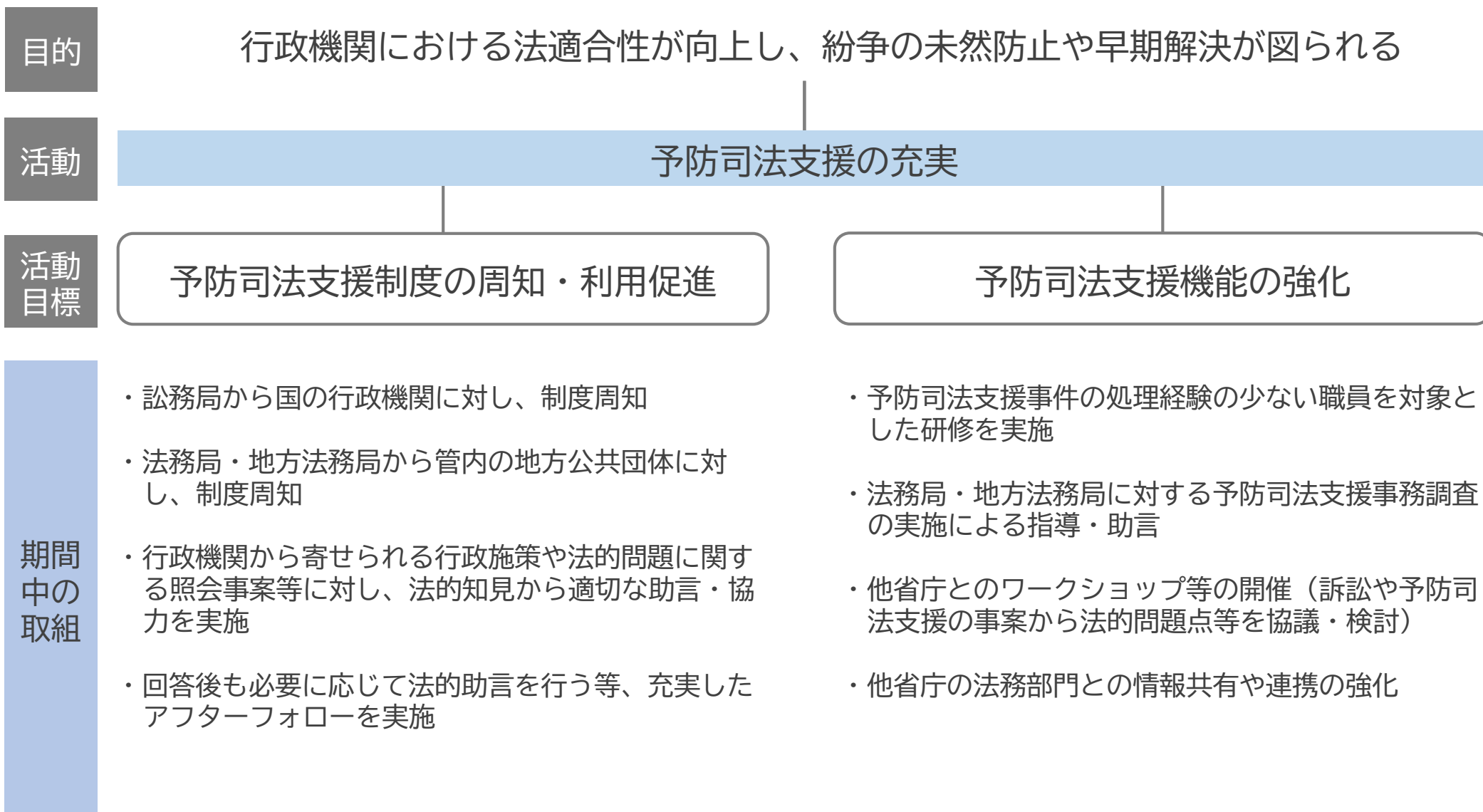
4

「予防司法支援の充実」の状況



— 「予防司法支援の充実」の目的と取組

訴訟対応等によって得た知見やノウハウを基に、行政機関から寄せられる行政施策や法的問題に関する照会事案等に対し適切な助言・協力を行うことで、紛争を未然に防ぎ、法的リスクの軽減を図る。



一 「予防司法支援の充実」の取組状況

これまでの周知活動等により、行政機関による利用は定着。更なる予防司法支援機能の強化に向け、職員の能力向上、関係省庁との連携強化などに取り組んでいる。

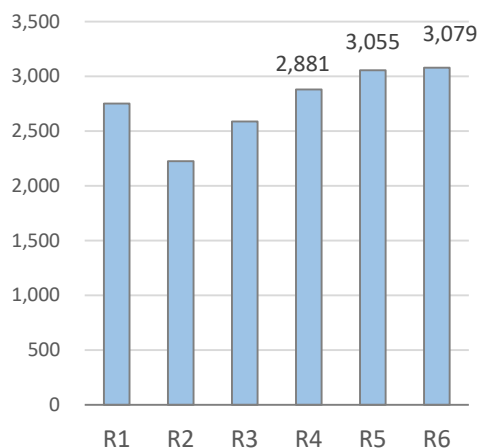
狙い

予防司法支援事件の担当職員の能力向上、関係省庁との連携強化

指標

年度別の受理件数

行政機関の認知が定着し、
コロナ禍の一時的落ち込み
後は3,000件前後で推移



研修等の実施件数

- ・経験の少ない担当者を対象とした研修、講義の実施

令和4年度	延べ333人が受講
令和5年度	延べ362人が受講
令和6年度	延べ356人が受講

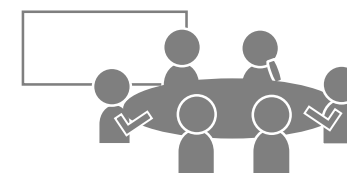
- ・予防司法支援事務調査の実施

平成30年度	4局対象に実施
令和5年度	13局対象に実施
令和6年度	16局対象に実施

関係省庁との連携

関係省庁との
連絡会議を開催

年1回
程度

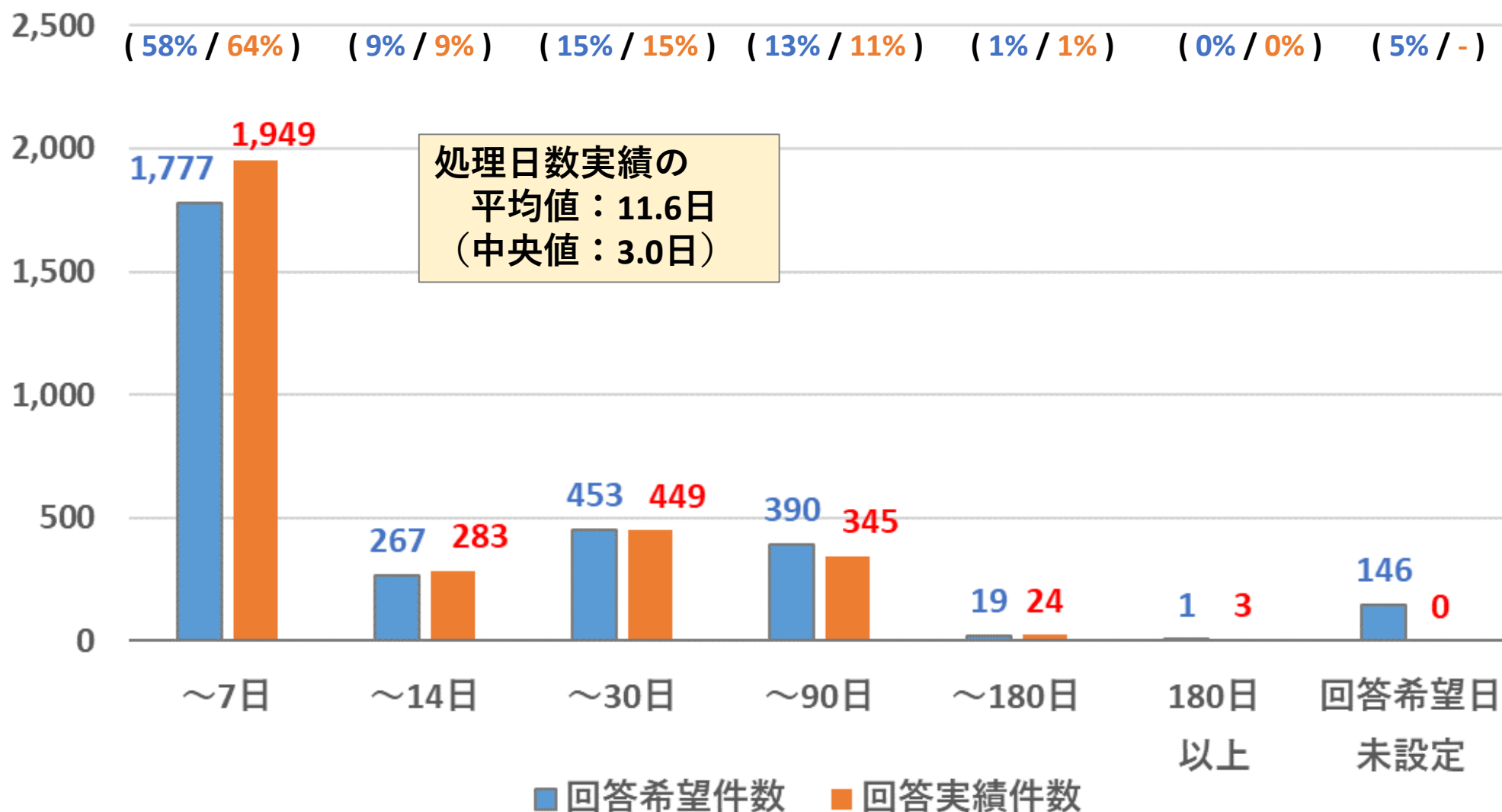


関係省庁と
ワークショップ・
意見交換会などを
実施

年4回
程度

ー 「予防司法支援の充実」のアウトカム：おおむね各行政機関の希望日までに回答・処理できている
令和5年度受理事件について、行政機関の回答希望日数と実際に処理に要した日数を比較した結果は以下のとおり。回答希望日数と実際の処理日数に乖離はなく、6割強が1週間以内の処理。

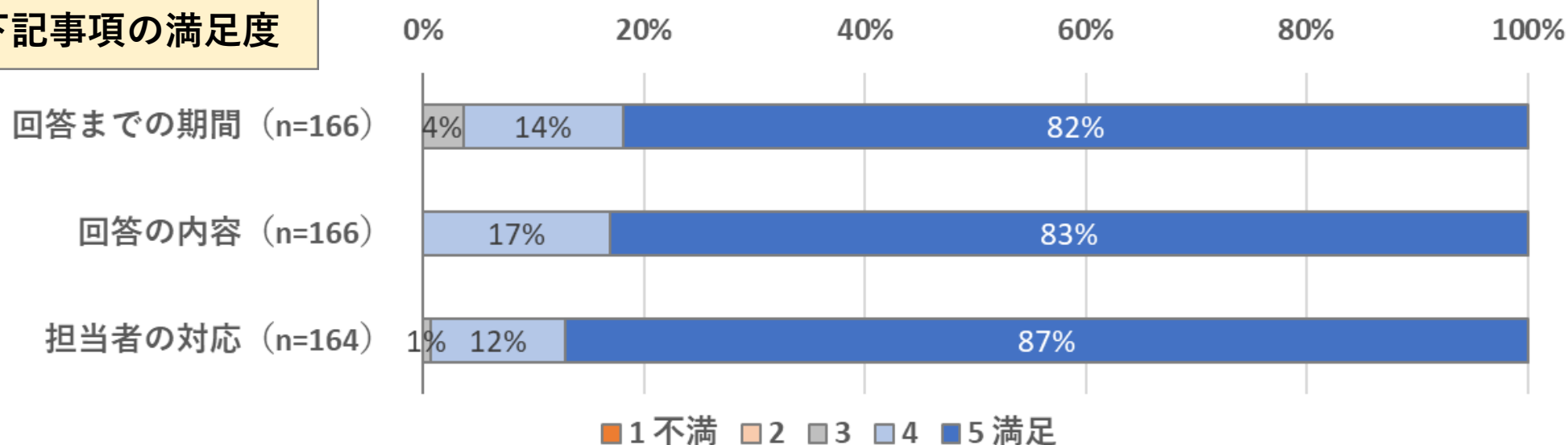
■ 予防司法支援：回答希望日数別の回答希望件数、処理日数別の回答実績件数（R5年度受理事件のみ）



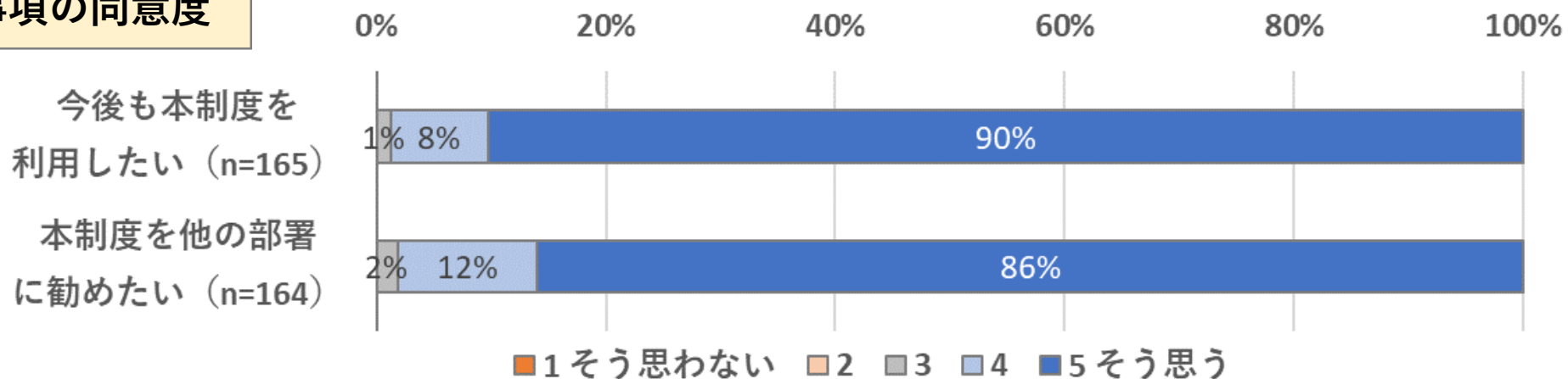
ー 「予防司法支援の充実」のアウトカム：予防司法支援制度を利用した行政機関担当者はおおむね満足
予防司法支援制度を利用した行政機関担当者向けアンケート結果を見ると、回答までの期間や回答の内容、担当者の対応におおむね満足しており、今後の制度利用意向、他部署への利用推奨意向も高い。

■ 予防司法支援：本制度を利用した行政機関担当者向けアンケート結果（令和6年）

下記事項の満足度

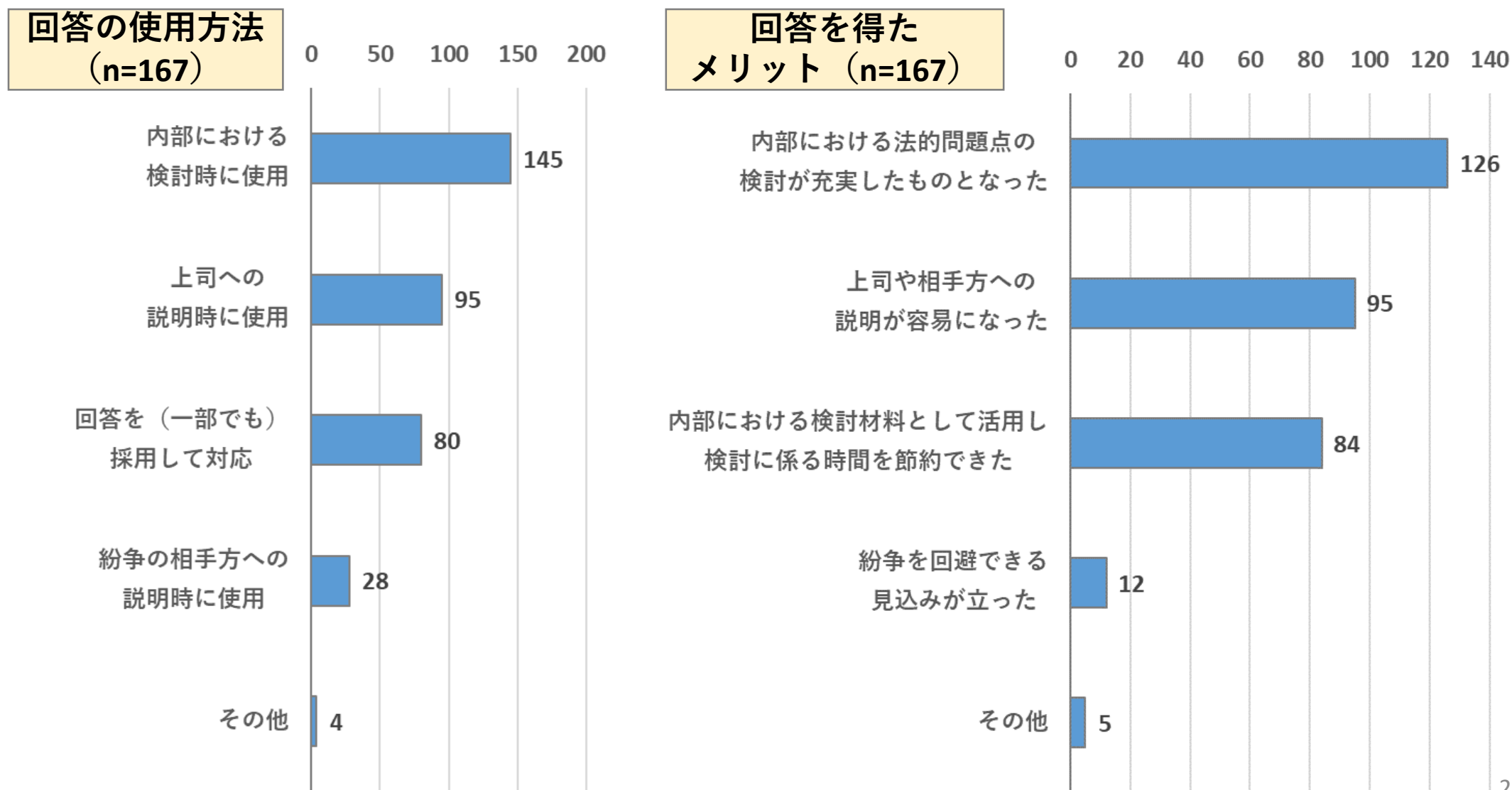


下記事項の同意度



一 「予防司法支援の充実」のアウトカム：予防司法支援制度での回答が法的問題点の検討充実化に寄与
本制度で得た回答は行政機関内部での検討や上司への説明に特に多く使用されており、法的問題点の
検討の充実化等に寄与したとの声が多く見られた。

■ 予防司法支援：本制度を利用した行政機関担当者向けアンケート結果（令和6年）



- 一 「予防司法支援の充実」のアウトカム：より利用しやすく分かりやすい対応を求める声も
- 本制度を利用した行政機関の満足度は高いが、一方で、より分かりやすく寄り添った対応を求める声も見られた。

■ 予防司法支援：本制度を利用した行政機関担当者向けアンケート結果（令和6年）

◎肯定的意見

【支援内容】

- ・ 期限が短い照会にもスピード感を持って対応をいただき、かつ、的確な回答をいただいた。
- ・ 早期にご回答をいただきたかった事項については、先行して回答いただく等、丁寧な対応だった。
- ・ 非常に丁寧かつ充実した内容をご回答いただき、ニーズに沿う回答であった。
- ・ 回答の際、説明が簡潔でわかりやすく、所謂「痒いところに手が届く」ものであると感じ、関係者への説明にも活かしやすかった。
- ・ 回答の際、複数の考え方について、メリット・デメリットを丁寧に整理いただけたので、内部での検討の際に非常に参考になった。

●改善要望

【制度の利用開始】

- ・ 予防司法支援制度がどのような場合に利用できるのか整理されていると、より利用しやすいように思う。

【支援内容】

- ・ いただいた回答が難しいと感じた部分もあったので、もう少し簡潔だとより良いと感じた。
- ・ 予防司法支援制度の利用に当たっては、照会事項に対し、予防司法支援担当者と行政機関担当者との間で認識の齟齬がある場合もあることから、行政機関担当者を交えた打合せの機会があると、照会事案の問題意識等について認識を共有できるので、ありがたい。
- ・ やむを得ず短期間での回答が必要な場合もあるので、柔軟な対応をとってもらえるとありがたい。

【アフターフォロー】

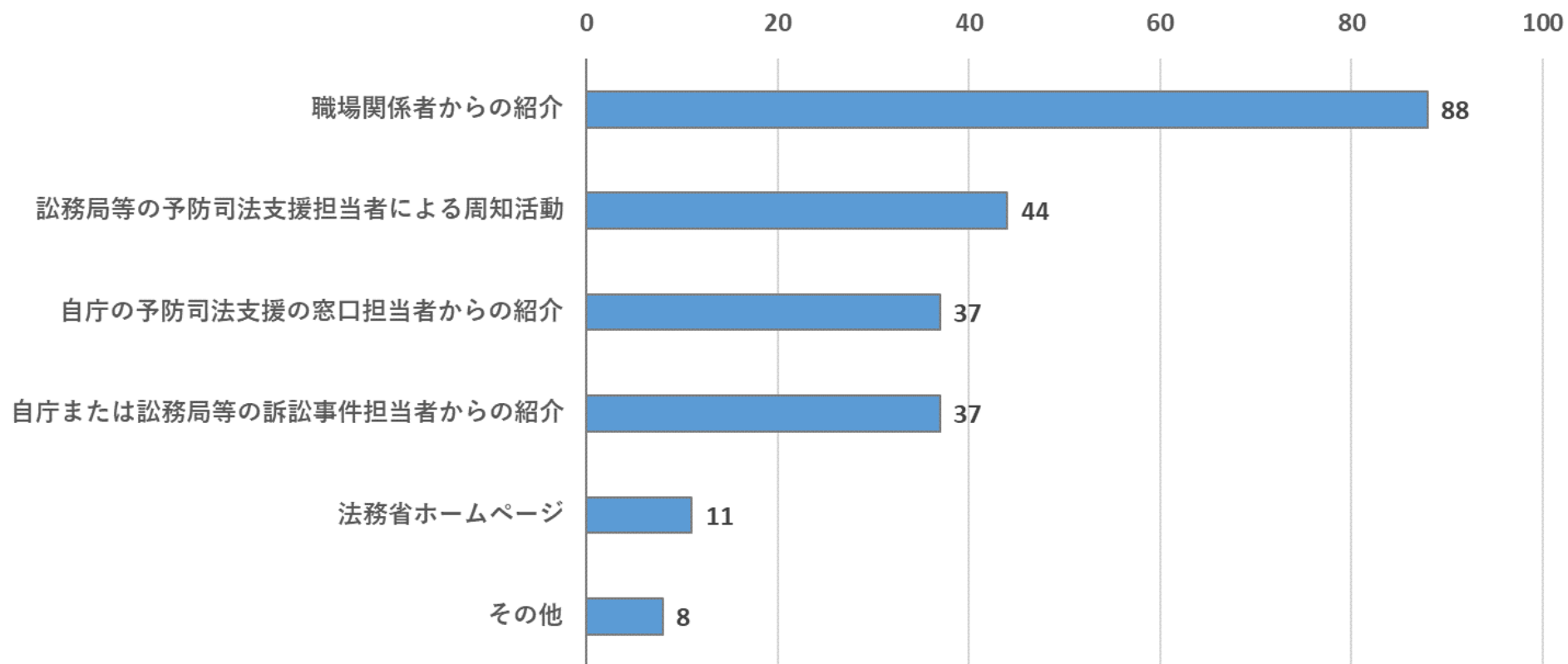
- ・ 回答にあたり、今後の対応指針について触れていただく際には、当面の対応にとどまらず、アフターフォローなどでその先の対応まで踏み込んでいただけるとありがたい。

(参考) 予防司法支援制度の認知経路

職場関係者や窓口担当者等からの紹介に加え、訟務組織による周知活動も本制度の認知拡充に一定程度、寄与していると思われる。

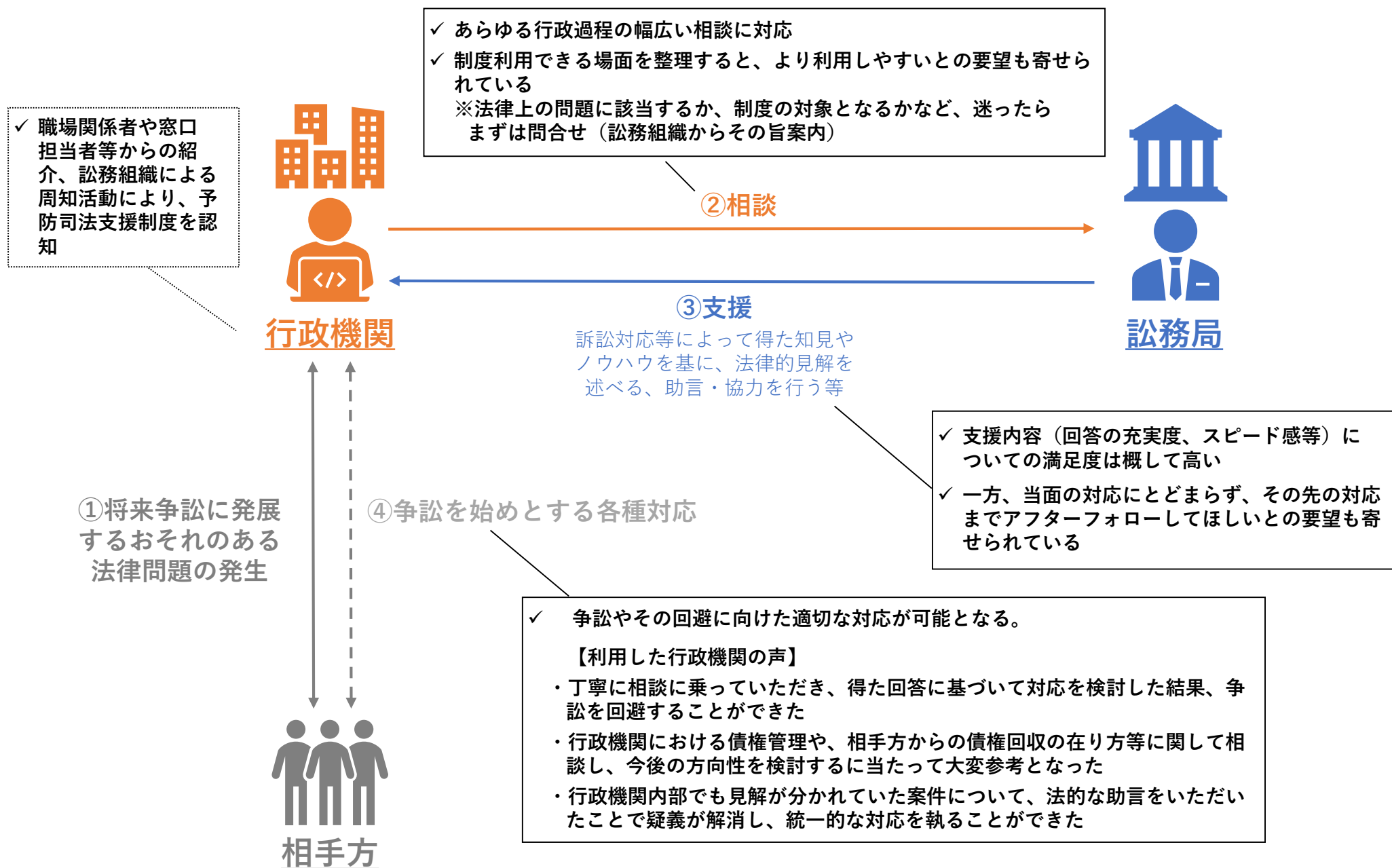
■ 予防司法支援：本制度を利用した行政機関担当者向けアンケート結果（令和6年）

本制度の認知経路（n=167）



(参考) 予防司法支援のプロセス

予防司法支援を利用した際の流れを示すと以下のとおりである。



(参考) 予防司法支援：本制度を利用した行政機関担当者向けアンケートの調査概要

予防司法制度を利用した行政機関担当者向けアンケート（令和6年）の概要は以下のとおりである。

項目	内容
目的	✓ 予防司法支援制度の更なる質の向上・改善を図り、行政機関にとって、より有益な制度とするため
対象	✓ 令和6年中に予防司法支援制度を利用した行政機関
方法	✓ 予防司法支援制度を利用した行政機関へアンケートを送付
集計期間	✓ 2024年1月～12月
項目	✓ 予防司法支援制度をどのように知ったかについて ✓ 回答に要した期間への満足度について ✓ 回答内容への満足度や意見・感想について ✓ 回答をどのように使用したかについて

5

「訴訟追行能力の向上」の状況



一 「訴訟追行能力の向上」の目的と取組

国の利害に関係のある訴訟について適正・迅速な処理を可能とするためには、訟務事務を担当する職員の知識や技能を向上させることに加え、訟務組織（訟務局、法務局・地方法務局）間や行政庁との間で、必要な情報やノウハウが共有されることが必要である。

目的

訟務組織全体として訴訟追行能力を高め、法と証拠に基づいた適切な主張立証を行う

活動

各種研修、会同等の実施

活動
目標

職員に対して充実した内容の各種研修を行い、事件処理能力を向上させる

会同等を通じ組織間の情報共有・意見交換を活性化し、統一的な事務処理を確保する

期間
中の
取組

- ・ 訟務事務の経験・習熟度に応じた研修の実施
- ・ 講義に加えて、実践的な事例研究・討議を実施

（令和６年度に訟務局等が実施した主な研修）
法務局・地方法務局職員専門科（訟務）研修
法務局・地方法務局訟務担当官研修（前期）
法務局・地方法務局訟務担当官研修（後期）
法務局・地方法務局訟務官等特別科研修

- ・ 訟務局と法務局・地方法務局、行政庁との事務打合せ会・協議会等の実施

（令和６年度に訟務局が実施した主な会同）

新任局付・部付協議会
法務局・地方法務局訟務管理官・上席訟務官会同
法務局訟務部長会同
Ｂ型肝炎訴訟担当者説明会
Ｃ型肝炎訴訟担当者打合せ会
法務局訟務部付（２年目）実務協議会
行政訴訟事務打合せ会
徴収関係実務研究会
訟務事務打合せ会

- ・ 法務局・地方法務局を対象に訟務事務調査を行い、必要な指導・助言を実施

一 「訴訟追行能力の向上」の取組状況

基礎的な法的知識や技能の習得を目的としたものから、専門的で実践的な内容のものまで、訟務担当職員の経験・習熟度に応じた多様な研修・会同を企画、実施した。

狙い

訟務組織全体として訴訟追行能力を高める

指標

研修の参加者数

法務局・地方法務局の訟務担当職員を対象に、事例研究・判別討議など、実践的なカリキュラムを盛り込んだ研修を実施している。

令和4年度	延べ253日間	延べ2,887人が受講
令和5年度	延べ271日間	延べ3,528人が受講
令和6年度	延べ272日間	延べ3,068人が受講

会同の参加者数

初任者を対象とした基礎的内容の協議会や、個別の事案に関する担当者の打合せ会など、多様な会同を実施している。

令和4年度	延べ153日間	延べ3,609人が受講
令和5年度	延べ172日間	延べ4,036人が受講
令和6年度	延べ161日間	延べ3,586人が受講

訟務事務調査の実施回数

法務局・地方法務局の訟務事務が関係規程に従って適正に処理されているかを調査・確認し、過誤等を未然に防ぐための指導や助言を行った。

令和4年度	19局対象に実施
令和5年度	20局対象に実施
令和6年度	19局対象に実施

一 「訴訟追行能力の向上」のアウトカム：研修内容の満足度は高いが、開催方式等については一部要望も

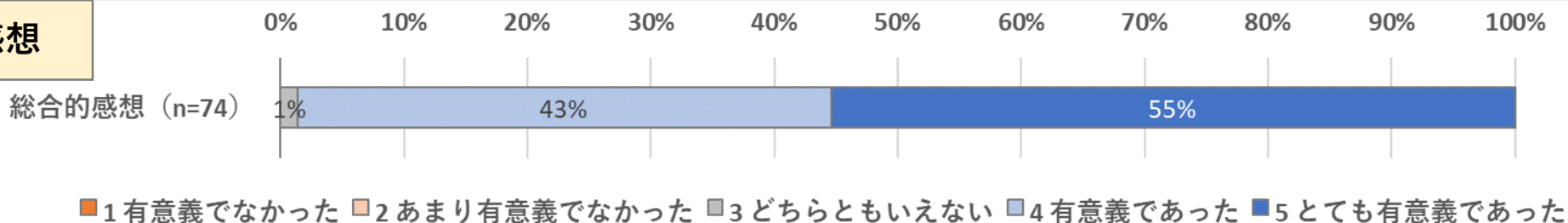
研修について令和6年度訟務担当官研修（後期）を例にとると、研修内容を有意義に感じている受講者がほとんどであるが、専門的な内容を取り扱い、実践形式のグループワーク等を行うため、研修期間（5日間）や開催方式（ウェブ会議）については、参加者から見直し要望も挙がっている。

【令和6年度訟務担当官研修（後期）】

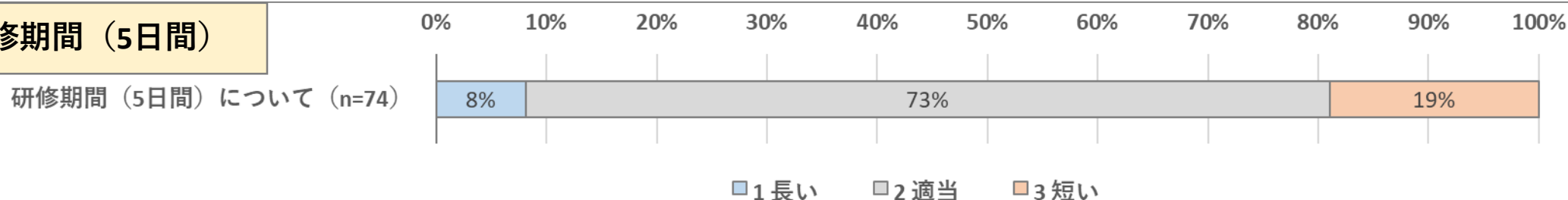
法務局・地方法務局の訟務事務担当職員を対象に、5日間の日程でウェブ会議方式により開催した。事務処理に必要な知識・技能を習得させるため、講義に加え、事例研究、班別討議などを実施した。

■ 研修受講者アンケート結果

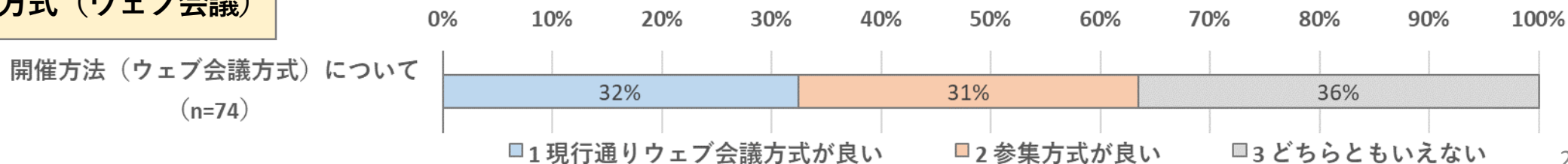
研修の総合的感想



研修期間（5日間）



開催方式（ウェブ会議）



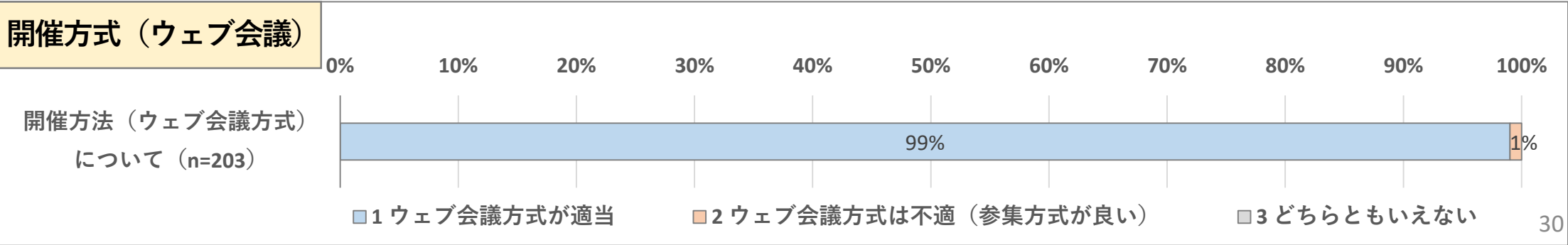
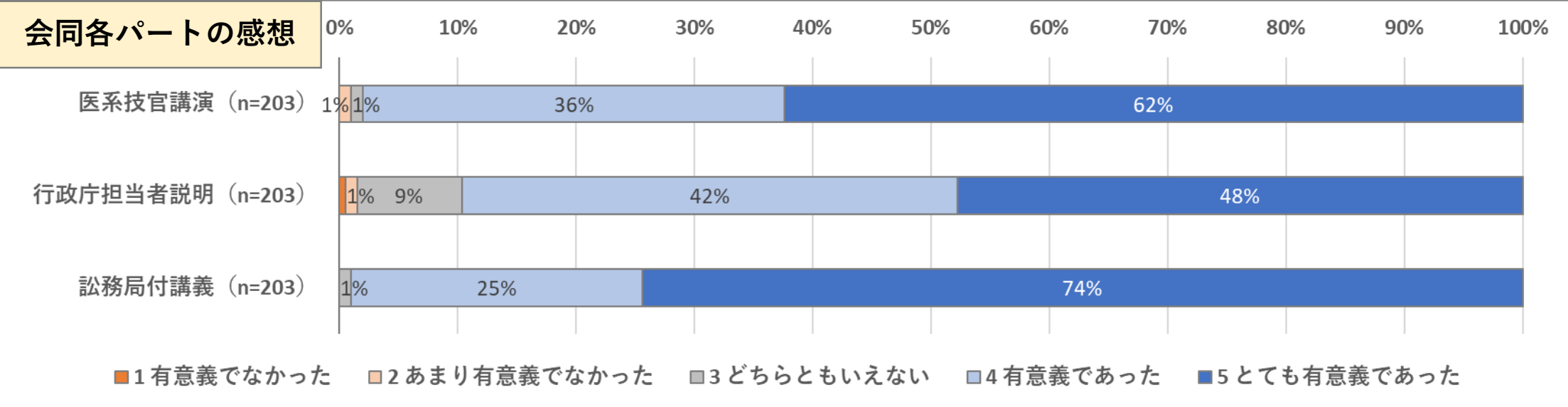
一 「訴訟追行能力の向上」のアウトカム：会同については内容・開催方式とも満足度が高い

会同についてB型肝炎訴訟担当者説明会を例にとると、会同内容を有意義に感じている参加者がほとんどである。開催方式についても、研修と異なり、ウェブ会議方式が適当との声が大半を占めている。

【B型肝炎訴訟担当者説明会】

法務局・地方法務局の、主としてB型肝炎訴訟の事件処理を担当する部付、訟務官を対象に、初任者研修とは別に、ウェブ会議方式にて1日で開催した。専門的知識を習得させるため、行政庁の担当者等による講義、意見交換に加え、訟務局付による事件処理等に係る講義を実施した。

■ 会同参加者アンケート結果



6

今後の方向性



一 今後の方向性

民事裁判手続のデジタル化に対応し裁判の迅速化に寄与するとともに、複雑・困難化する訴訟に対応するべく、職員の更なる能力向上と予防司法支援の質的拡充を目指す。

<裁判の迅速化への対応>

裁判の審理期間長期化の傾向については一定の改善は見られるものの、民事裁判全体の平均審理期間と比べると長い。ウェブ会議による弁論準備手続や口頭弁論の利用の拡大を図るとともに、令和8年5月までに可能となるインターネットを利用した訴えの提起や各種書面の提出、裁判記録の電子化に対応して訟務事務のデジタル化・効率化を進め、裁判の迅速化につなげる。

<予防司法支援の充実>

行政機関における予防司法支援制度の認知・利用は定着しており、利用した行政機関の本制度に対する評価も高い。一方で、回答内容や回答後のフォローアップ等について要望も寄せられたことから、今後は、照会を受けた時点から回答後のアフターフォローまでの各段階において、行政機関の問題意識やニーズ等の正確な把握に努め、よりの確に対応した支援を目指す。

<訴訟追行能力の向上>

職員の経験や担当業務等を踏まえ、多様な研修・会同を企画、実施しており、参加者の満足度は高い。一方で、実施時期・期間・方法については現行と異なる要望も寄せられていることから、目的に照らしてより効果的な研修・会同となるよう、引き続き、企画の見直し・改善を図る。